

松山大学受託研究員受入規程

2008(平成20)年1月21日

制定

(趣旨)

第1条 この規程は、松山大学（以下「本学」という。）における学術研究活動を推進するために、本学において研究活動に従事する研究員を受け入れる場合の取り扱いについて定めるものとする。ただし、薬学部については、別に定める。

(受託研究員)

第2条 この規程において「受託研究員」とは、公的機関又は民間機関（以下「委託機関」という。）からの委託に基づき、本学で研究の指導を受けるため、一定期間本学に派遣される研究者、教育従事者又は技術者をいう。

2 学長は、受託研究員についてそれぞれ指導教員を定め、受託研究員はその指導のもと研究に従事し、指導を受けるものとする。

(受入資格)

第3条 本学が受け入れる受託研究員は、以下の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 高等教育機関又は研究所等において研究・教育に従事している者。
- (2) 国又は地方公共団体、民間企業等の研究職及びそれに準ずる職員。
- (3) 本学の各学部、各大学院研究科又は総合研究所（以下「学部等」という。）の受入機関が、前2号に相当すると認めた者。

(研究期間)

第4条 受託研究員の研究期間は、1年以内とする。

2 学長は、研究期間延長の申し出があった場合には、研究を継続する必要があると認めたときに限り、研究期間の延長を許可することができる。

(申請)

第5条 委託機関の長は、受託研究員受入許可申請書（様式第1号）に受託研究員調書（様式第2号）、研究業績一覧及び推薦書を添えて、研究を開始する日の原則として90日前までに、学長に申請するものとする。

(受入許可)

第6条 学長は、本学の教育及び研究に支障のない範囲で受託研究員を受け入れるものとし、受け入れる学部等の議を経てその受け入れを許可する。

2 学長は、前項の内容について当該委託機関に受託研究員受入許可書（様式第3号）により通知するものとする。

(研究期間等の変更等)

第7条 委託機関の長は、受託研究員が研究を中断若しくは中止し、又は研究期間その他事項を

変更しようとするときは、研究期間等変更等申請書（様式第4号）により、学部等の長を経て学長に届け出なければならない。

- 2 学長は前項の変更を承認した場合には、研究期間等変更許可書（様式第5号）により当該委託機関に通知するものとする。

（事故等の補償）

第8条 受託研究員が研究中に人身事故等に遭遇した場合は、受託研究員の所属する機関が、職員に適用する補償制度で対応しなければならない。

- 2 本学は、受託研究員が故意又は過失により本学の設備等に損害を与えた場合は、その損害賠償を研究員の委託先に請求することができる。

（規則等の遵守）

第9条 受託研究員は、この規程に定めるもののほか、本学の規則等を守らなければならない。

（受入の取消し）

第10条 学長は、受託研究員が本学の規程等に違反し、又は本学の教育研究に重大な支障を生じさせたときは、当該学部等の議を経て受け入れの許可を取り消すことができる。

- 2 学長は、前項の規定により受け入れの許可を取り消したときは、当該委託機関にその旨を通知しなければならない。

（施設等の利用）

第11条 受託研究員は、その研究に必要な本学の諸施設及び設備を、本学の教育研究に支障のない範囲において利用することができる。

（研究の報告）

第12条 受託研究員が所定の研究を終了したときは、受託研究終了報告書（様式第6号）を当該学部等の長を経て学長に提出しなければならない。

（研究の証明）

第13条 学長は受託研究員から証明の願い出があったときは、研究証明書（様式第7号）を交付するものとする。

（研究料）

第14条 委託機関の長は、受託研究員の受け入れの許可のあったときは、別に定める研究料を直ちに納付しなければならない。

- 2 経理責任者は、受託研究員の受入決定のあったときは、委託機関の長に請求書を送付するものとする。
- 3 研究料は、分割して支払うことができる。
- 4 研究料を納付しないときは、許可を取り消すことができる。
- 5 既納の研究料は、原則として返付しない。

(事務)

第15条 この規程に基づく業務は、総合研究所が所管する。

(その他)

第16条 この規程に定めるもののほか、受託研究員の受け入れに関し必要な事項は別に定める。

(規程の改廃)

第17条 この規程の改廃は、教学会議の議を経て常務理事会が行う。

附 則

この規程は、2008(平成20)年1月21日から施行する。

附 則 (2014(平成26)年12月24日)

この規程は、2014(平成26)年12月24日から施行する。

別表 (研究料)

受託研究員	区分	研究料の月額
	実験（臨床を含む。）系	36,000円
	非実験系	18,000円